

ADR 紹介

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

やっかいな境界紛争。さて、どう解決する!!

東京弁護士会では1994年7月に「あっせん・仲裁センター」を開設した。裁判外紛争解決手段(ADR)の1つとして重要な役割を果たしている。各弁護士会には「住宅紛争審査会」、全国主要都市の弁護士会に併設されている財団法人日弁連交通事故相談センターの「示談あっせん」など紛争分野別に多種多様なADRがある。

LIBRA2004年7月号では「あっせん・仲裁手続」を特集している。また、今臨時国会には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案」が提出されている。

多種多様なADRの中から今回、東京三弁護士会の協力を得て運営している「東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター」を紹介する。

◆「境界紛争解決センター」設置の経緯

境界を巡る紛争に関しては、隣接の所有者間で感情的対立が深刻化し、解決が困難になる事案が多数存在する。境界を巡る紛争は土地所有権等の複雑な権利関係を背景としているため、紛争解決には、法律の専門的知識や経験が必要不可欠である。そこで、東京土地家屋調査士会では、境界の専門家である土地家屋調査士の知識経験と、法律の専門家である弁護士の知識を活用し、境界紛争を簡易、迅速に解決すべく、東京三弁護士会の協力を得て運営する裁判外紛争解決機関(ADR)「東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター」を設立することとした。

◆目的

土地境界問題に起因し、またはそれを要素として含む紛争について、境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協議・協働して、相談業務と調停業務を通じて境界紛争を簡易、迅速に解決することを目指し、市民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

◆設置年月日

2003年6月24日

◆設置団体

東京土地家屋調査士会

◆協力団体

東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

◆所在地・電話番号

- 住所：〒105-0004 東京都港区新橋二丁目20番15-701号（新橋駅前ビル1号館7階）東京土地家屋調査士会内
- 電話：03-3573-1010 ○FAX：03-3575-4770
- <http://www.tokyo-chousashi.or.jp/adr/adr.htm>

◆運営委員・紛争解決委員候補者の構成

- 運営委員：土地家屋調査士4名、弁護士3名

- 紛争解決委員候補者：土地家屋調査士64名、弁護士9名

◆事前相談

調停の申立を受け付けるに当たり、事前に相談を受け付けている。相談は予約制で受付及び相談の実施日・場所等は原則として次のとおりである。事前相談に関しては無料である。

- 予約受付時間：午前10時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）
- 予約電話番号：03-3573-1010
- 実施日：毎週木曜日（祝日を除く、午前10時～正午）
- 場所：東京土地家屋調査士会

◆調停申立の受付

事前相談において、当センターで取り扱うことが可能な事案であることの確認ができた場合、調停の申立方法や費用関係等を説明する。申立に当たっては、申立費用21,000円及び事前調査（公文書館で古い資料を取り寄せる等）費用31,500円が必要になる。その他の費用として、次のようなものが必要となる。

- 期日費用：10,500円（期日ごとに申立人・相手方各自負担）
- 成立費用：別途規定による
- 調査・測量費用：必要に応じて実施（見積金額を提示）
- 鑑定費用：必要に応じて実施（見積金額を提示）
- その他立替費用：必要に応じて実費負担（登記印紙、公租公課等）

◆運営状況

(1) 相談申込件数

- ①2003年度：24件（うち相談解決13件）
- ②2004年度：126件（うち相談解決105件／4月～9月）

(2) 調停申立件数

- ①2003年度：4件（不応諾1件、不成立1件、和解成立1件、期日継続中1件）
- ②2004年度：1件（4月～9月）